

《別紙》 提供するサービスの基本料金

2026年6月1日 現在

介護保険給付を利用する場合は、原則として基本料金の一割負担となります。  
ただし、保険給付の限度額を超えたサービス利用は、全額自己負担となります。

区分	サービス提供 時間数 サービス 提供時間帯	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		単位数	利用者 負担額	単位数	利用者負 担額	単位数	利用者 負担額
介護 予防 訪問 看護	昼間	<u>451</u> 単位	<u>502</u> 円	<u>794</u> 単位	<u>881</u> 円	<u>1,090</u> 単位	<u>1,209</u> 円
	早朝・夜間 (25%増)	<u>564</u> 単位	<u>627</u> 円	<u>993</u> 単位	<u>1,104</u> 円	<u>1,363</u> 単位	<u>1,516</u> 円
	深夜 (50%増)	<u>677</u> 単位	<u>753</u> 円	<u>1,191</u> 単位	<u>1,324</u> 円	<u>1,635</u> 単位	<u>1,818</u> 円
区分	サービス提供 時間数 サービス 提供時間帯	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
		単位数	利用者 負担額	単位数	利用者負 担額	単位数	利用者 負担額
訪問 看護	昼間	<u>471</u> 単位	<u>524</u> 円	<u>823</u> 単位	<u>915</u> 円	<u>1,128</u> 単位	<u>1,254</u> 円
	早朝・夜間 (25%増)	<u>589</u> 単位	<u>655</u> 円	<u>1,029</u> 単位	<u>1,144</u> 円	<u>1,410</u> 単位	<u>1,568</u> 円
	深夜 (50%増)	<u>707</u> 単位	<u>786</u> 円	<u>1,235</u> 単位	<u>1,373</u> 円	<u>1,692</u> 単位	<u>1,882</u> 円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで

区分	サービス提供 時間数 サービス 提供時間帯	2回以下		3回以上	
		単位数	利用者 負担額	単位数	利用者 負担額
理学療法士等	介護予防	<u>284</u> 単位	<u>316</u> 円	<u>142</u> 単位	<u>158</u> 円
理学療法士等	介護	<u>294</u> 単位	<u>327</u> 円	<u>265</u> 単位	<u>295</u> 円
減算	利用を開始した日の属する月から起算して 12月を超えた期間に介護予防訪問看護を 行った場合			所定単位数から 1回につき 8単位減算	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護費（連携型）

・1 か月ごとの包括費用となります。

	単位数	サービス料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	2,961 単位/月	32,926 円/月	3,293 円/月	6,586 円/月	9,879 円/月
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5	3,761 単位/月	41,822 円/月	4,182 円/月	8,364 円/月	12,546 円/月

・日割り計算の場合

※月途中からの利用開始や、月途中での利用中止の場合は、日割り日額を乗じた利用料金となります。

	単位数	サービス料金	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要介護1	97 単位/日	1,078 円/日	108 円/日	216 円/日	324 円/日
要介護2					
要介護3					
要介護4					
要介護5	123 単位/月	1,367 円/日	137 円/日	274 円/日	411 円/日

その他の加減算 《介護保険》

介護保険給付を利用する場合は、原則として基本料金の一割負担となります。ただし、保険給付の限度額を超えたサービス利用は、全額自己負担になります。

加減算名	単位数	利用者負担額(1割)	内容
2人以上による訪問看護を行う場合の加算	254 単位/回 (30分未満)	282 円/回	家族等の同意を得た上で、利用者の身体的な理由や暴力行為等で1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携している場合は算定しません。）
	402 単位/回 (30分以上)	447 円/回	
特別管理加算（I）	500 単位/月	556 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅悪性腫瘍患者</li> <li>在宅気管切開患者</li> <li>気管カニューレ又は留置カテーテル</li> </ul> 以上の状態の利用者に対して計画的な管理を行った場合

特別管理加算 (Ⅱ)	250 単位/月	278 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅自己腹膜灌流</li> <li>・在宅血液透析</li> <li>・在宅酸素療法</li> <li>・在宅中心静脈栄養法</li> <li>・在宅成分栄養経管栄養法</li> <li>・在宅自己導尿</li> <li>・在宅持続陽圧呼吸療養法</li> <li>・在宅自己疼痛管理</li> <li>・在宅肺高血圧疾患患者</li> <li>・人工肛門・人工膀胱設置</li> <li>・真皮を超える褥瘡の状態</li> <li>・点滴注射を週3日以上 行う必要があると認められる状態以上の状態の利用者に対して計画的な管理を行った場合</li> </ul>
長時間訪問看護 加算	300 単位/回	333 円/回	特別管理加算を算定する状態の利用者に対して所要時間 1 時間 30 分以上の訪問看護を行う場合
緊急時訪問看護 加算	600 単位/月	667 円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者又は家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある事</li> <li>・緊急訪問時に看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている事</li> </ul>
ターミナルケア加算	2,500 単位/月	2,780 円/月	事業所が 24 時間連絡体制にあり、死亡日及び死亡前 1 4 日以内にターミナルケアを 2 日以上実施した上で、対応の経過が記録されている場合
初回加算	(Ⅰ)350 単位 (Ⅱ)300 単位	(Ⅰ)389 円/初回 (Ⅱ)333 円/初回	(Ⅰ)退院当日 (Ⅱ)退院した日の翌日以降
退院時共同指導 加算	600 単位/回	667 円	<p>病院、診療所又は介護老人保健施設に入院もしくは入所している者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行なった場合</p> <p>退院又は退所後の初回のサービス時に 1 回（ご利用者が特別な管理を要する場合は</p>

			2回) 算定 初回加算を算定する場合は算定しない
サービス提供体制加算Ⅱ	訪問1回につき3単位	3円	事業所として研修の計画、会議の開催、定期的な健康診断等の実施を行い、訪問看護提供にあたり質の向上、利用者のサービス提供の統一や情報を共有するもの
サービス提供体制強化加算Ⅱ 2 (定期巡回・随時対応型訪問介護看護)	1月につき25単位	28円	
口腔連携強化加算	50単位/回		事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において利用者の同意を得て、歯科医療機関及び看護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。
訪問看護処遇改善加算・予防訪問看護処遇改善加算	1月につき利用単位の1.8%		厚生労働省が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織（ケアプランデータ連携システム）を使用する方法によりトド府県に届出を行った指定訪問看護事業所及び指定介護予防訪問看護事業所が利用者に対し1000分の18に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※介護保険適応時も医師より看護が必要と認められた場合は、その期間のみ医療保険となります。

※介護報酬は、国が定めたところの地域区分により算定されます。

※その他の費用について

- サービス提供にあたり必要となる利用者居宅で使用する電気、ガス、水道等の費用はご利用者負担となります。
- 交通費はいただいておりません。
- キャンセル料  
事前に連絡なく看護師が訪問しサービスが提供できない（キャンセルされる）場合は100%のキャンセル料をいただきます。  
ただし、ご利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
- エンゼルケア  
ご希望により死後の処置を行った場合 10,000円（税別）